

長野県環境審議会水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 長野県豊かな水資源の保全に関する条例(平成25年長野県条例第11号)第8条第1項に規定する水源地域における水資源の保全に関する基本的な指針の策定等について調査及び検討を行うため、長野県環境審議会水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行うものとする。

- (1) 水源地域における水資源の保全に関する基本指針の策定に関する事項
- (2) 水資源保全地域の指定のあり方に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 専門委員会は、長野県環境基本条例(平成8年長野県条例第13号)第29条第3項の規定により任命された専門委員(以下「委員」という。)9名以内で組織する。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、書面をもって調査及び検討の結果を報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、長野県環境部水大気環境課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月16日から施行する。